

# 韓国に続いて日本でも外国籍住民の地方参政権を！

いま日本には、190カ国の外国籍住民221万人が暮らし、そのうち、特別永住者が42万人、一般永住者が49万人にもものぼっています。日本に住む住民の約50人にひとりが外国籍住民であることから、日本社会のグローバル化が進んでいることは明らかですが、住民の意思を地方自治に反映するはずの地方参政権は、永住外国人を含む外国籍住民に一切認められていない状況です。

最高裁は1995年、外国籍住民に地方参政権を付与することは憲法上禁止されるものではないとし、措置を講ずるか否かは国の立法政策に関する事項、すなわち国会において議論し決めるべきであると判示しました。

1998年には国会に初めて永住外国人の地方参政権付与法案が提出・審議されましたが、11年を過ぎた現在においても立法化は実現していません。今年に入り民主党を中心とした連立内閣へと政権交代が起こり、第173回臨時国会への永住外国人の地方参政権付与法案の提出が取りざたされましたが、実現には至っていません。

OECD(経済開発協力機構)30ヶ国の中で、外国籍住民に地方参政権を与えず、出生地主義を取らず二重国籍を認めないのは日本だけであります。一方、韓国では2006年5月31日に、韓国国内に住む19歳以上の永住外国人約1万人が、地方選挙で初めて一票を投じました。この中にはもちろん日本人永住者も含まれています。

外国籍住民は当然地域社会を構成している一員であり、地域社会の発展に応分の寄与をしています。外国籍住民の基本的な人権を保障し、差別のない共生社会実現のためにも、地方参政権は必要不可欠であります。

この度、一刻も早く永住外国人の地方参政権を確立するために、臨時国会の会期中に緊急で院内集会を開催します。永住外国人の地方参政権を求める私達の声を、国会議員にしっかりと届けていきましょう！

## ◆永住外国人の地方参政権法案の早期立法化を求める 11・26 緊急院内集会◆

日 時：2009年11月26日(木) 12時30分～13時30分 ※12時15分 開場

会 場：衆議院第1議員会館 第1会議室(100名収容)

住 所：〒100-8982 千代田区永田町 2-2-1 衆議院第1議員会館

プログラム：主催者挨拶、基調講演、各政党からのアピール、国会議員挨拶、その他

主 催：在日本大韓民国青年会中央本部

定住外国人の地方参政権を実現させる日・韓・在日ネットワーク

在日本大韓国民団東京本部